

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

静岡市

## 2 構造改革特別区域の名称

中枢都市型企業人育成特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

静岡市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

本市は、平成 15 年 4 月、旧静岡市と旧清水市の合併により新しい静岡市として誕生し、平成 17 年 4 月には政令指定都市へと移行した。さらに、平成 18 年 3 月に旧蒲原町、平成 20 年 11 月には旧由比町との合併により人口は約 73 万人、面積は 1,411.81 平方キロメートルを有する市となった。

市内を東名高速道路、国道一号、東海道新幹線などの重要な交通幹線が通過し、今後も、新（第二）東名高速道路、中部横断自動車道、静岡空港など大規模社会資本の整備が予定されている。また、特定重要港湾である清水港は、24 時間体制の国際コンテナターミナルの整備が進み、欧米及びアジア定期コンテナ航路が開設され、新（第二）東名高速道路、中部横断自動車道の整備とあいまって我が国物流のクロスポイントとして、その地位の向上がますます期待されている。

本市の産業構造は、運輸・通信・卸売・サービス業等の第 3 次産業の集積が厚くなっているが、県内はもとより、既存の政令指定都市と比較しても遜色の無い、都市型の産業集積が進んでいる。また、製造業をはじめとする第 2 次産業についても高い比率を占める特性を併せ持っている。

現在市内には、5 大学、4 短大が立地しており、地方都市の中では高等教育を行う大学の集積度が高くなっているが、今後さらに高度化する都市機能に応じ、企業の即戦力となる人材を育成する高度な職業訓練型の高等教育を行う大学の立地が望まれている。

また、国土交通省が実施した調査（H17 年 10 月～H18 年 3 月）によると、市内のソフト系 I T 産業は、256 事業所を数え、全国の自治体の中では 17 位の集積となっている。現在、市内中心地区には、業務系オフィスの集積も年々進み、I T 系人材のニーズは高く、I T 系人材を育てる環境の整備が求められている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

東海道枢軸の中心に位置する中枢都市・静岡市は、地域経済のさらなる発展のため、中枢都市にふさわしい産業を担う人材の育成や、起業、新事業の

創出などを目指しており、これまで新事業を始める人や個人事業主として起業する人などのために「SOHOしづおか」や「清水産業・情報プラザ」を設置運営し、起業者支援事業、各種相談事業、交流事業などを通して産業振興に取り組んできた。

政令指定都市へ移行した現在、さらに高度化する都市機能集積に対応するため、ますます都市型産業を担う人材が必要とされ、その育成と集積が喫緊の課題となっている。平成16年度には市内中心市街地の再開発ビル内に「产学交流センター」を整備し、ここでは、地域の産業界、大学、行政の連携のもと、起業者支援事業、経営相談事業、マーケティング支援事業、人材育成事業、情報提供事業及び産学官連携推進事業などを進め、起業・新事業への進出、経営革新などに挑む人材の育成や集積を図り、地域経済の活性化を図っている。また、当該センターの直下フロアにはビジネス支援機能に特化した市立図書館を整備し、電子情報ネットワークシステムによる利活用によって、情報面でのビジネス支援も目指している。

株式会社である東京リーガルマインドは、司法試験、司法書士試験、公認会計士試験などの受験生を対象に高いレベルの専門教育サービスを提供してきた。同社がこれまで蓄積した技術技能も活かし、高度な職業訓練型高等教育及び研究を行う大学として、自ら起業、創業し又は創業活動支援の即戦力となる人材育成を実現できることとなる。

また、中心市街地に大学を設置することは、新たな人材教育はもちろん、大学進学のための他都市への若者の転出の抑制と、他府県、周辺市町からの大学入学のための転入者の増加につながり、若者による中心市街地の活性化も期待される。

さらに市では、地域経済の活性化及び雇用拡大を図るため、平成17年度に企業立地促進助成制度を創設し、都市型産業である情報通信業、コンテンツ産業の誘致に取り組んでいる。

企業にとって進出地域における人材確保は重要な要素であり、特にIT関連技術者のニーズは高いものとなっている。市内にあるIT技術者を育てる学校のカリキュラムが資格試験と連動し、午前試験の免除に繋がれば、効果的なIT技術者的人材育成の環境が整い、本市に多くのIT技術者が生まれ、新たな産業集積の機会が増えることが期待される。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本市は、地域活性化のために、次代を担う、競争力が高くかつ付加価値の高い新産業を振興するとともに、活発な経済活動が行われ、幅広い分野で雇用が創出される都市への成長を目指している。

このため、官民両面からの多様かつ高度な教育と地元産業と連携しつつ、東京リーガルマインドによる株式会社立大学を設置することにより、実践的な職業訓練型の高等教育に取り組み、他の多様な産業支援施策と併せて、高度なサービスを提供できる人材の育成と集積を図り、地域産業界への人材供給の基盤を形成していく。

また、高度化した都市へと発展する中で、ＩＴ系人材の供給も急務であり、高度な技術者を育成する体系的な仕組みが必要となっている。こうした中で、民間資格を活用した初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座を開設することにより、ＩＴ関連技術者の資格を持つ人材の排出する機会を増やし、地域産業の活性化並びに地域社会のＩＴ化を促進する。

さらに、このような取り組みに加え、平成13年2月に「ＳＯＨＯしづおか」、平成14年5月に「清水産業・情報プラザ」を設置運営し、起業者支援、各種相談事業など産業支援事業を進めてきた。平成16年9月には中心市街地に「产学交流センター」を整備し、産学官連携による起業、経営革新などに挑む人材の育成や集積を図っている。

もって、都市型産業人材育成の高等専門教育における全国モデルとなるまちづくりを目指し、国が掲げる構造改革に資する。また、育った人材が地域において牽引的な役割を果たすことで、雇用の創出や消費の拡大が図られ、地域経済が活性化することを目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 大学設置による社会的効果

- ① 株式会社による大学が設置され、高度な職業訓練型高等教育が実施されることにより、高度・専門職業能力を有する公認会計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士等の専門資格取得者数の増加が見込まれ、このような高度な教育を受けた卒業生は、起業家としての、又、地元企業への即戦力としての人材になりうること。
- ② 高度な能力を持つ大学の教授や研究者が地域社会と交流し、地元企業における経営面でのアドバイザーやコミュニティの活性化におけるコーディネーターといった社会貢献や地域全体の知的レベルの高度化への効果が期待できること。
- ③ 地元企業等への人材供給が進み、市外への流出や人材の埋没を防止すること。
- ④ 中心市街地における若者の交流量が増加し、商店街、コミュニティの活性化が期待できること。
- ⑤ 产学交流センターで実施する地域課題に関する大学との共同研究、大学による市民公開講座、ビジネス支援講座への講師派遣などの協力が期待できること。

### (2) 大学設置による経済的効果

- ① 新たに学生数及び教員数の増加が見込まれること。(市内からの大学進学による他都市への転出抑制及び他府県、周辺市町からの転入が見込まれる。)
- ② 学生增加による大学周辺の書籍・文具等の必要品や飲食等の消費増加

が見込まれること。

- ③ 大学設置に伴い、学校職員の増員が行われることによる雇用創出につながること。
- ④ 学校設置の初期には設備の増強等の需要が見込まれ、特別区域において工事による資金投下が見込まれること。

(3) 民間資格を活用した初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座が開設されることによる経済的社会的効果

① IT関連への就職を目指す学生の目標である国家資格の取得において、午前試験の免除は、学生の負担軽減による試験の合格率のアップやモチベーションの向上となり、IT関連産業へ多くの人材を供給することへと繋がる。

また、今まで、IT関係の国家資格に関心を示さなかった人達にも、新たな制度により国家資格にチャレンジする人材が生まれ、地域のIT技術者創出の体系ができる。

② IT関連技術者の創出は、IT関連産業の人材の創出ばかりでなく、地域の情報化のリーダーとして、様々な産業への波及効果が高く、地域経済の発展に大きく貢献することが期待できる。

## 8 特定事業の名称

- ・ 816 学校設置会社による学校設置事業
- ・ 828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業
- ・ 829 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業
- ・ 1131(1143、1145)  
修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
- ・ 1132(1144、1146)  
修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 産学交流センター事業

産業界、大学、行政との連携のもと、起業者支援事業、経営相談事業、マーケティング支援事業、人材育成事業、情報提供事業及び産学官連携推進事業などを進め、起業・新事業への進出、経営革新などに挑戦する人材・産業の育成に取り組んでいく。

① 起業者支援事業

資本や人材など経営資源の乏しい起業者でも事業を開始し、事業継続していくように起業支援管理者（インキュベーションマネージャー）による経営相談、事業指導、ビジネスプランへの助言や各種セミナーなどを開催し起業者への支援を行う。

② 経営相談事業

専門相談員による窓口相談会、オンライン相談、中小企業者の情報化支援事業などを行う。

③ マーケティング支援事業

各種マーケティング講座の開催、専門家によるマーケティング指導、新商品・新製品等の開発支援事業、新製品展示会等への場の提供などを行う。

④ 産学官連携推進事業

産学官のコーディネーターによる産学交流会開催、大学の技術・研究成果等の紹介、相談受付、地域課題等に関する共同研究ブースを設置し、地域課題に関する共同研究の実施、異業種・異分野交流会等の開催支援などを行う。

⑤ 人材育成

大学、企業、産業支援団体等との連携によるビジネス支援講座の開催、大学主催の市民公開講座や産業支援団体等のセミナーへの開催場所の提供、能力開発事業などを行う。

⑥ 情報提供

各種情報を一元化した産業支援サイトを整備し、国・県・市・各種産業支援団体等の支援制度に関する情報、大学等に関する情報等、中小企業にとって利用しやすい情報提供を促進し、またインターネット上の経営相談等を行う。

(2) 「S O H O しづおか」の設置運営

ソフト系IT企業など都市型産業の振興のため、地域の公的産学支援団体・研究機関等との連携により、創業者支援施設「S O H O しづおか」を開設し、S O H O事業者に業務ブース（13室）の貸し出し、サポートスペースにおける在宅ワーカーへの相談や業務支援、各種相談会、S O H O事業者等の情報交換、交流会事業を行う。また、ホームページを通じて、仕事受発注、連携・協業化の支援を行う。

(3) 「清水産業・情報プラザ」の設置運営

地域産業の振興、地域情報化の推進のために、創業者を支援する起業支援施設を整備するほか、大学等研究機関の持つシーズと中小企業のニーズとの交流やマッチングによる新産業の開発事業などの支援、中小企業の経営相談等を行う。

(4) 企業立地の促進

本市では、地域経済の活性化と雇用の安定拡大を図るため、企業誘致を積極的に進めている。現在、企業立地促進助成制度を創設し、製造業や都市型産業である情報通信業、コンテンツ産業などに対して補助金を交付し、産業の集積を進めている。

(5) コンテンツバレー構想の推進

今後成長が期待されるコンテンツ産業の振興を図るため、産業界（テレビ、インターネット、ゲームソフトメーカーなど）や大学と一緒にとて、プロデューサーやクリエーターの育成、誘致、関連企業の集積に取り組んでいる。

## 構造改革特別区域計画 別紙①

### 1 特定事業の名称

816 学校設置会社による学校設置事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反 町 勝 夫

住所：東京都千代田区三崎町2-2-12

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定の日

### 4 特定事業の内容

<事業関与主体>

株式会社東京リーガルマインド

<事業が行われる区域>

静岡市葵区御幸町3-21

<事業の開始時期>

平成17年4月～。

<事業により実現される行為>

株式会社東京リーガルマインドを大学の設置主体として認める。

### 5 当該規制の特例措置の内容

当事業者は、市内において長年高度な職業専門教育を行ってきたが、さらにこれを大学と認めることで、新しいビジネスを自ら立ち上げようとする専門人材など、地域経済を担う人材を育成するという地域のニーズに応えていく。

これまで、株式会社東京リーガルマインドは、司法試験、司法書士試験、公認会計士試験などの受験生を対象とした高いレベルの教育サービスを提供していることから、同社の設置する大学は、新しいビジネスを立ち上げる人材や総合法律情報の専門家を輩出することが期待できる。株式会社であることを生かし、専門実務を意識した高度な職業教育の実績をもとに、大学における教育・研究機能を提供できると考えられる。

また、これまで法人税等を納めつつ大学同様の教育を助成金等を受けずに実施してきた実績や、会社法等に基づく情報開示、法令等遵守体制の整備等、適切な企業統治があり、学校運営を実施できると判断するため、規制の特例措置の必要性および適合性を認める。

当事業者が大学を経営するにあたっては、本市において経営状況の把握に努めるとともに、本市と同様の事業者による大学設置を認めた東京都千代田区・大阪府大阪市等と情報交換及び情報共有を行うものとする。さらに、万一経営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合に備え、学生の適切な修学を維持できるよう、担当窓口を設け、近隣所在の大学

等の転入学に関する情報収集、協力要請に努める。また、こうした事態が生じた場合には、市に専門の相談窓口を設け、事業者との連携により、学生から他校への転入学に関する希望を聴取し、転入学可能な学校に関する情報収集、紹介を行うこととする。

## 6 当該大学に係る状況

大学名：L E C 東京リーガルマインド大学静岡キャンパス

学部学科：総合キャリア学部総合キャリア学科

学位：キャリア開発学士

収容定員：1, 150人（平成20年4月1日現在）

職員数：1人（常勤）

教員数：8人（常勤1人・非常勤7人）

## 構造改革特別区域計画 別紙②

### 1 特定事業の名称

828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町 勝夫

住所：東京都千代田区三崎町2-2-12

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定の日

### 4 特定事業の内容

<事業関与主体>

株式会社東京リーガルマインド

<事業が行われる区域>

静岡市葵区御幸町3-21

<事業の開始時期>

平成17年4月～。

<事業により実現される行為>

株式会社東京リーガルマインドによる運動場の代替措置を講じて大学設置

### 5 当該規制の特例措置の内容

中心市街地に大学を設置することは、若者の大学進学にともなう転出抑制と転入増加のみならず、若者による中心市街地の活性化も期待される。しかし、大学を設置しようとしている地域は、市内中心市街地で商業集積が進み、地価が高いため、オフィスビルのテナントを借りて事業を展開している。

キャンパス内に運動場を確保することは経営的にも高いリスクを負うことになり、一方、周辺には、スポーツクラブや市営の体育館、温水プール、安倍川河川敷グランド、駿府公園などもある。このため、大学の目的に沿った代替措置として、スポーツクラブとの提携契約締結や、大学単位での市営スポーツ施設の利用により、運動場を設けずとも、運動を行いたいという学生に不利益が生じないよう配慮している。

なお、同大学は、カリキュラムとして運動場を使用する体育を有しておらず、このため、教育・研究活動に支障は生じないものと認められる。

以上により、本計画の実施に際し、事業者に運動場の設置を求めるることは困難であり、また運動場の設置を求めずとも教育・研究に支障は生じないと認められるため、代替措置を講じることを前提に、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。

## 6 当該大学に係る状況

大学名：L E C 東京リーガルマインド大学静岡キャンパス

学部学科：総合キャリア学部総合キャリア学科

学位：キャリア開発学士

収容定員：1, 150人（平成20年4月1日現在）

職員数：1人（常勤）

教員数：8人（常勤1人・非常勤7人）

## 構造改革特別区域計画 別紙③

### 1 特定事業の名称

829 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反 町 勝 夫

住所：東京都千代田区三崎町2-2-12

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定の日

### 4 特定事業の内容

<事業関与主体>

株式会社東京リーガルマインド

<事業が行われる区域>

静岡市葵区御幸町3-21

<事業の開始時期>

平成17年4月～。

<事業により実現される行為>

株式会社東京リーガルマインドによる学生の休息その他に利用する校舎敷地内の空地に替わる適当な環境を整備しての大学設置

### 5 当該規制の特例措置の内容

中心市街地に大学を設置することは、大学進学に係る他都市への若者の転出の抑制や他府県、周辺市町からの転入者の増加と同時に、若者による中心市街地の活性化が期待される。また、事業者が大学を設置している地域においては、法律・会計・経営・ITなど職業に直結する高度な専門的知識を学び、自らのキャリアアップを図りたいという生涯学習ニーズがある。

しかし、当該地域は市内中心市街地で商業集積が進み、地価が高いため、オフィスビルのテナントを借りて事業展開を行っている。このような地域において、空地として利用できるだけの面積の用地を確保することは非常に困難であり、かつ非常に高額な運営経費が必要となる。

事業者は、校舎内に学生が休息その他に利用するのに適当なスペースを有し、また、授業を行っていない時間帯の教室開放等による学内施設の効率的活用を行い、学生が休息その他に利用するのに適当な空地と同様の機能を有しているので、大学での教育・研究に支障は生じないと認められる。さらに事業者が進める、高度な専門的知識を学ぶという学習内容や、地域に必要とされる人材を育成するという目的を考慮しても、学生のための休憩スペースを建物内に設けることにより、空地を設けることは不要であると判断することができる。

以上により、本計画を実施するにあたって、事業者に空地を有することを求めるることは困難である特別の理由が認められ、また空地を有することを求めずとも教育・研究や休息その他の利用に支障が生じないと認められるため、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。

## 6 当該大学に係る状況

大学名：L E C 東京リーガルマインド大学静岡キャンパス

学部学科：総合キャリア学部総合キャリア学科

学位：キャリア開発学士

収容定員：1, 150人（平成20年4月1日現在）

職員数：1人（常勤）

教員数：8人（常勤1人・非常勤7人）

## 構造改革特別区域計画 別紙④

### 1 特定事業の名称

1131(1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験  
の午前試験を免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

講座の開設者  
学校法人中村学園 専門学校静岡電子情報カレッジ  
住所：静岡県静岡市駿河区南町 13-5

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画変更認定の日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に相談を行い、助言があつた場合には対応することとする。

##### ① 初級システムアドミニストレータ講座

（サーティファイ・シスアド技術者能力認定試験 2 級併用コース）

履修計画：別添資料 1 のとおり

#### (2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験である「シスアド技術者能力認定試験（2 級）」を受験し、合格した者であって、当該講座の出席率 80% 以上をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し、当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

#### (3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して、当該試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に 2 回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、適用を受けた事業者は当該の試験結果に基づいて講座の修了を認められた者の氏名、生年月日に関する情報を当該民間資格の取得を証する写しと併せて独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：シスアド技術者能力認定試験（2 級）

試験科目：シスアド技術者能力認定試験（2 級）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

試験項目	
1 情報の基礎理論	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
2 データ構造とアルゴリズム	流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法
3 ハードウェア	半導体と集積回路 プロセッサ、動作原理 メモリ、記憶媒体、補助記憶装置 入出力インターフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体 コンピュータの種類と特徴
4 基本ソフトウェア	OS の種類と構成 ファイル管理、障害管理 ヒューマンインターフェース、日本語処理 ミドルウェア
5 システム構成と方式	システム構成方式、処理形態

	<p>システム性能、信頼性</p> <p>応用システム</p>
6 システム開発と運用	<p>プログラム言語、言語処理系</p> <p>EUC、EUD、ソフトウェアの利用</p> <p>開発手法、設計手法、テスト手法</p> <p>システムの環境整備、運用管理</p>
7 ネットワーク技術	<p>プロトコルと伝送制御</p> <p>符号化と伝送技術</p> <p>LAN とインターネット</p> <p>電気通信サービス</p> <p>ネットワーク性能</p> <p>伝送媒体、通信装置</p>
8 データベース技術	<p>データベースモデル</p> <p>データの分析・正規化</p> <p>データ操作</p> <p>データベース言語、SQL の利用</p> <p>DBMS の機能と特徴</p> <p>データベース制御機能（排他制御、リカバリ）</p> <p>分散データベース</p>
9 セキュリティ	<p>セキュリティ対策</p> <p>プライバシ保護</p> <p>ガイドライン</p>
10 標準化	<p>データの標準化</p> <p>標準化組織</p>
11 情報化と経営	<p>経営管理（経営戦略、組織と役割、マーケティングなど）</p> <p>情報化戦略（業務改善など）</p> <p>財務会計（会計基準、財務諸表など）</p> <p>管理会計（損益分岐点、原価管理など）</p>

	IE 分析手法、管理図
	確率と統計
	情報システムの活用（ビジネスシステム、企業間システムなど）
	関連法規（情報通信、知的財産権）
12 表現能力	
	発表技法
	文章の書き方
	マルチメディアの利用

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から 1 年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第 1 号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第 2 号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域の IT の人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。

## 構造改革特別区域計画 別紙⑤

### 1 特定事業の名称

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

#### (1) 講座の開設者

学校法人中村学園 専門学校静岡電子情報カレッジ  
住所：静岡県静岡市駿河区南町 13-5  
学校法人静岡理工科大学 静岡産業技術専門学校  
住所：静岡県静岡市葵区宮前町 110-11

#### (2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ  
住所：東京都中央区京橋 3-3-14 京橋 AK ビル

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画変更認定の日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(I P A)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

##### ① 基本情報技術者講座

(サーティファイ・情報処理技術者能力試験 2 級併用コース)

履修計画：学校法人中村学園 専門学校静岡電子情報カレッジ  
(別添資料 2 のとおり)

履修計画：学校法人静岡理工科大学 静岡産業技術専門学校  
(別添資料 3 のとおり)

## (2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験（2級）」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座の80%以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

## (3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題、または独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して、当該試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、適用を受けた事業者は当該の試験結果に基づいて講座の修了を認められた者の氏名、生年月日に関する情報を当該民間資格の取得を証する写しと併せて独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

## (4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報処理技術者能力認定試験（2級）

試験科目：情報処理技術者能力認定試験（2級第1部）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

出題内容	
テクノロジ系	1 基礎理論
	1 基礎理論
	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算など
	確率と統計、数値解析、数式処理、グラフ理論など
	符号理論、述語論理、オートマトン、計算量など
	伝送理論（伝送路、変調方式、誤り検出・訂正など）

		2 アルゴリズムとプログラミング データ構造（スタックとキュー、2分木、リストなど） 流れ図の理解、アルゴリズム（整列、探索、併合など） プログラム構造、データ型など プログラム言語（種類と特徴など）
	2 コンピュータシステム	
	3 コンピュータ構成要素	コンピュータの構成、動作原理、プロセッサなど 主記憶、キャッシュメモリ、半導体メモリなど 補助記憶装置や媒体（種類と特徴、性能計算など） 入出力インターフェース（種類と特徴など） 入出力装置（種類と特徴、性能計算など）
	4 システム構成要素	システムの利用形態、システム構成など クライアントサーバシステム、RAIDなど システムの性能、信頼性、経済性など
	5 ソフトウェア	オペレーティングシステム（タスク管理、記憶管理など） ミドルウェア（API、ライブラリ、シェルなど） ファイルシステム（ディレクトリ、ファイル編成など） 言語処理ツール（コンパイラ、リンク、ローダなど） CASE、エミュレータ、シミュレータなど
	6 ハードウェア	基本論理回路、組合せ回路など
3	技術要素	
	7 ヒューマンインタフェース	GUI、帳票設計、画面設計、コード設計など
	8 マルチメディア	オーサリングツール、JPEG、MPEGなど
	9 データベース	データベースのモデル、DBMSなど データ分析、データベースの設計、データの正規化など データ操作、SQLなど 排他制御、障害回復、トランザクション管理など データウェアハウス、データマイニングなど
	10 ネットワーク	インターネット（各種プロトコル、IP アドレスなど） LAN と WAN（トポロジ、回線、DSU、モデムなど） LAN のアクセス制御方式、LAN 間接続装置など OSI 基本参照モデル、HDLC、ネットワーク性能など ADSL、FTTH、CATV 回線、イントラネットなど
	11 セキュリティ	暗号技術、認証技術、利用者確認など ウイルスの種類と特徴、ウイルス対策など 不正アクセス、不正侵入、不正行為の種類と対策など
4	開発技術	
	12 システム開発技術	業務分析と要件定義（DFD、E-R 図、UML など） モジュール分割と独立性、オブジェクト指向など 構造化プログラミング、コーディングなど テスト手法、レビュー手法、デバッグツールなど
	13 ソフトウェア開発管理技術	ソフトウェア開発手法（スパイクモデルなど） SLCP、リバースエンジニアリングなど

マネジメント系	5 プロジェクトマネジメント
	14 プロジェクトマネジメント
	コスト見積り（ファンクションポイント法など）
	日程計画（アローダイアグラムなど）
	進捗管理、品質管理、コスト管理など
ストラテジ系	6 サービスマネジメント
	15 サービスマネジメント
	ITIL（サービスサポート、サービスデリバリなど）
	コンピュータの運用・管理、システム移行など
	7 システム戦略
ストラテジ系	17 システム戦略
	業務プロセス（業務改善、BPR、SFAなど）
	8 経営戦略
	19 経営戦略マネジメント
	経営戦略手法（コアコンピタンス、PPMなど）
	マーケティング理論、マーケティング手法など
	経営管理システム（CRM、SCM、ERPなど）
	21 ビジネスインダストリ
	ビジネスシステム（POSシステム、EOSなど）
	エンジニアリングシステム（CAD、CAM、MRPなど）
	e-ビジネス（EC、EDI、RFIDなど）
ストラテジ系	9 企業と法務
	22 企業活動
	経営組織（事業部制組織、CIOなど）
	ヒューマンリソース（OJT、CDP、MBOなど）
	経営管理と問題発見技法（PDCA、KJ法など）
	OR・IE（線形計画法、品質管理、在庫問題など）
	会計・財務（財務会計、管理会計、リースなど）
	23 法務
	知的財産権（著作権、産業財産権など）
	ガイドライン（ソフトウェア管理ガイドラインなど）

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基礎知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。